

お客さまがおおすみ半島スマートエネルギー株式会社（以下「当社」といいます）に電気需給契約（以下「電気の契約」といいます）をお申込みいただくにあたり、当社が小売する低圧電力の需給条件等の重要な内容について、ご理解いただきたい内容は以下の通りです。尚、供給エリアは九州電力管内となります。

### 1. 料金について

お客さまに適用される基本料金、電力量料金単価および料金の算出方法は、以下に示すとおりとなります。

低圧でんき「従量電灯プラン」 (消費税込)

プラン名	契約容量	基本料金 (円)	電力量料金 (1 kWh あたり) (円)		
			120 kWh まで	~300 kWh	300kwh 超
従量電灯 Bプラン	10A	308.45	17.23	22.31	23.71
	15A	462.68			
	20A	616.90			
	30A	1,164.59			
	40A	1,455.79			
	50A	1,746.99			
60A					
従量電灯 Cプラン	6kVA~49kVA	1kVAあたり291.19	17.23	22.31	23.71

【算出方法】 = 基本料金 + 電力量料金単価 × ご使用電力量 (kWh) + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

低圧でんき「オール電化プラン」(お申込み契約容量範囲 3kVA~49kVA) (消費税込)

プラン名	契約容量	基本料金 (円)	電力量料金 (1 kWh あたり) (円)					
			8時~10時	10時~18時 夏季	10時~18時 その他季	17時~22時	22時~翌8時	
オール電化 Nプラン	6kVA以下	1,308.73	23.98	37.21	31.36	23.98	12.23	
	6kVA 超過	10kVAまで						1,851.89
	10kVA超過分	1kVAあたり317.90						
プラン名	契約容量	基本料金 (円)	電力量料金 (1 kWh あたり) (円)					
オール電化 Sプラン	10kVA以下	1,841.70	27.74	24.54	22.11	18.43	14.71	
	10kVA 超過	15kVAまで						4,468.58
	15kVA超過分	1kVAあたり535.58						

低圧でんき「低圧動力2期型プラン」

プラン名	基本料金 (円)	電力量料金 (1 kWh あたり) (円)	
		夏季・冬季	春季・秋季
低圧動力2期型プラン	654.95	20.94	18.92

○Re・リーフプラン(消費税込)

- ・月額(400kWh まで) : 9,850 円
- ・400kWh 超過分 : 20 円/kWh

※但し、系統からの供給量に対しては、再生可能エネルギー賦課金および燃料費調整額が加算されます。

### 2. お申込み方法、ご契約の成立、供給の開始および契約期間について

- (1) 電力小売供給契約は、当社所定の様式によってお客さまよりお申込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- (2) 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客さまに供給開始予定日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (3) 契約期間は、電力小売供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降最初に訪れる1年目の検針日の前日までといたします。
- (4) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方から、電力小売供給契約の終了または変更の申出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

### 3. 契約電力・契約電流・契約容量

お申込時に申出の契約電力、契約電流または契約容量とします。必要がある場合、当社、小売電気事業者およびお客さまとの協議によって決定いたします。

### 4. 計量器等の取付け

契約の成立に伴って一般送配電事業者が計量器を取替える場合がありますが、この取替えにかかる費用は原則として、一般送配電事業者が負担し、お客さまに負担していただくことはありません。なお、計量器の取替作業に伴って短時間の停電をお願いする場合がありますことをご了承いただきます。

### 5. 工事費の負担について

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社または小売電気事業者が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。
- (2) その他お客さまの都合に基づく事情により当社または小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合には、お客さまに工事費を負担していただきます。

### 6. 供給電圧について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vとなります。また、周波数は、60Hzとなります。

### 7. 使用電力量の計量方法、料金の算定期間

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までとします。

### 8. 従前の電力契約解除に伴う不測の不利益について

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- (1) 過去電力使用量の照会不可
- (2) 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- (3) 発行ポイントの失効
- (4) 継続利用割引に適用される継続利用期間の解除

### 9. 追加情報の提供について

当社加入申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いする場合がございます。

### 10. お支払方法について

- (1) 電気料金のお支払には、振込、口座振替、コンビニエンスストア・郵便局払いおよびクレジットカードでの支払いを選択いただけます。ただし、クレジットカードでの支払いは、低圧電力契約のみといたします。
- (2) 料金については毎月規定する支払期日に、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。
- (3) 支払期日を過ぎてもお支払いいただけない場合、翌月の電気料金に延滞利息を上乗せして請求する場合があります。

## 11. クレジットカードでのお支払 を選択されるお客様へ

- (1) お客様は、料金等を、お客さまが指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- (2) お客様は、お客さまから当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。  
また、お客さまが指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、お客さまが指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、お客さまは、当該請求に基づき支払うものとします。
- (3) お客さまが指定したクレジットカードのクレジットカード番号・有効期限・名義に変更があった場合、お客さまは遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- (4) 当社は、お客さまが指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、お客さまが指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社またはお客さまの指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

## 12. お客さまが行う契約の解除について

- (1) お引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、当社に対して事前に関約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止日までで需給を終了させるための適当な処置を行います。
- (3) 他の小売電気事業者へ切替をされる場合は、当社への解約のお申し出とともに、切替日について、新しく契約される小売電気事業者へお申込みください。
- (4) 上記 (3) による料金適用開始の日以降一年未満での解約の申し出の場合、解約手数料として、2,200円（消費税込み）をいただきます。

## 13. 当社から契約の解除に関する事項について

お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。本契約の解除後は、お客様の手続き無く、九州電力との契約となります。

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合
  - ・電気料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ・当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます）における債務を期日までに履行しない場合
  - ・当社が定める電気供給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事負担金等）を履行しない場合
- (2) お客さまが当社へ通知をせずにその需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合
  - ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険が生じた場合
  - ・需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ・一般送配電事業者が無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
  - ・電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
  - ・契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
  - ・その他、当社が定める電気供給約款に反した場合

## 14. 個人情報の取り扱いについて

当社は、「個人情報保護方針」に基づき、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。）を次のような目的で利用します。

- (1) 当社サービスの受付・提供
- (2) 情報提供・お問い合わせ対応等のサポート
- (3) 料金請求

- (4) 当社、および当社サービスの販売を代理している事業者等からの当該事業者の商品・サービス・キャンペーンのご案内および当該事業者等に対するお客さまの個人情報の提供
- (5) 電力広域的運営推進機関および九州電力に対する接続供給 契約上の 切替等の手続き  
 なお、当社は、電力広域的運営推進機関、九州電力、他の小売電気事業者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

**15. 契約内容の更新、変更時のご説明について**

ご契約の更新、変更に伴うご説明については、以下の事項といたします。

- (1) 契約の更新：「2. お申込み方法、ご契約の成立、供給の開始および契約期間について」を対象とします。
- (2) 法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない変更：変更事項を対象とします。
- (3) (2) 以外の変更：変更事項を対象とします。

**16. 電気料金の改定 および消費税の変更 に関するお客さま承諾について**

当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合、電気需給約款 低圧 および料金単価を改定することがあります。その場合、新たな電気料金およびその適用開始日を検針票（請求書）および電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。新たな電気料金をご承諾いただけない場合、電気需給約款 低圧の変更の通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、2. の定めにかかわらず、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限まででない場合は、電気需給約款 低圧 の変更をご承諾いただけたものとみなします。

なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき電気需給約款（低圧）を変更いたします。

**17. お問い合わせ先**

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

電力供給を行う小売電気事業者	
事業者名称	おおすみ半島スマートエネルギー株式会社（小売電気事業者登録番号：A0468）
本社所在地	〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地
メールによるお問い合わせ	info@opse.jp ※回答は、9：00～17：00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）
電話・FAXによるお問い合わせ	電話：0994-36-8858 FAX：0994-36-8857 ※受付時間は、9：00～17：00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます） ※FAXによる問合せの回答は、翌営業日となります

**18. お客様供給地点情報**

供給地点特定番号：  
 基本検針日：  
 供給開始日：令和3年 月 日